

秋田市告示第234号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区間

| 道路の種別 | 路線名 | 指定区間 | 総延長 (m) |
|--------|-------|---------------------------------------|------------|
| 都市計画道路 | 川尻広面線 | 自：秋田市大町五丁目138番1地先 至：秋田市大町五丁目83番3地先 | 260 |

2 縦覧期間

令和6年7月11日から同月31日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで